

大正
二〇

20-5

韓日会談財産及び請求権問題分科委員会における
韓国側代表の挨拶

韓日基本会談の一環として、韓日間に介在する財産及び請求権問題を解決せんと、本日ここに両国代表が一堂に会し協議を開始するにいたしました事を、私は、甚だよろこばしく存じます。

韓日間の財産及び請求権の問題といふのは、一応、甚だ複雑なもののであるが、実は、極めて明確な問題であります、何故なれば、この問題を解決するための基本原則が、昨春秋桑港において調印された対日平和条約第四条によつて、既に闡明されたからであります。

この平和条約第四条によれば、日本は、米軍政庁が韓国において日本及び日本人の財産に対して採つた措置即法令第三十三号を承認致しました。

しかして、この法令第三十三号は平和条約第十四条の連合国にある日本又は日本人の財産の処理と酷似しています。

そうだとするならば韓国即日本から解放された国家と連合国即ち日本との戦争において勝利をおさめた国家とは何故に同じ様に日本または日本人の財産を取得するのであるか、この会談の成否は一にこの点に対する認識にかかつておるのであります。

もし、ここに集まられた日本側代表が、この歴史的現実に関心を抱かれるならば、この会談は今後難航を続けるのであります。この点を洞察なさるならばこの会談は自ずと解決されるのであります。

韓国側は、日本が韓国を占領していた三十六年の間韓国において蹂躪にじつた過去の追憶から出る要求よりも、韓国が今後生き残るために絶対に必要なことのみを、それも法的に韓国に帰属されるべきものを請求するのであります。従つて、かかる合理的且つ、合理的な要求に対して、日本側が、合理的なそして合理的な応答をもつて対して下さるより衷心から希望致します。

韓日間の財産及び請求権問題が合理的態度として理性的な基礎の上に解決されずして、どうして韓日間の理性的国交の開始を希望することが出来るでしょうか。

我々は、本会談において常に相互の理解と信頼をもつてこの会議を進めるならば、所期の目的は達成せられるものと固く信じているのであります。

簡単乍らこれをもつて挨拶のことばと致します。